

新型コロナウイルス感染症対応 ～ 中小企業者等を支援する新たな融資制度を創設します～

今般の新型コロナウイルス感染症や台風等の災害により影響を受けた市内中小企業者等を支援するため、新たな融資制度「災害等対策特別資金」を創設しますので、お知らせします。

なお、当該制度の運用に要する費用につきましては、令和2年相模原市議会定例会第2回臨時会議に補正予算案を提出しますので、併せてお知らせします。

1 名称

災害等対策特別資金

2 制度概要

融資対象者	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)又は第2条第6項(危機関連保証)の認定を受けた中小企業者等で次の要件を満たす者 ・市内で3ヶ月以上事業を営んでいること ・個人の場合、市内に在住していること
融資限度額	3,000万円(別枠)
融資利率	1.7%以内(利用者負担0.8%以内、市利子補給0.9%) 令和3年3月分までの利子については、市が全額負担 【補正予算金額:141,686千円(利子補給金として)】
融資期間	10年以内 据置期間 ・セーフティネット保証4号...1年以内 ・危機関連保証...2年以内(融資期間が5年以内の場合は1年以内)
保証料補助	利用者が神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を補助 補助率80%以内(限度額10万円) 【補正予算金額:81,000千円(信用保証料補助金として)】
取扱開始日	補正予算案が可決された日の翌日から
申込先	相模原市融資制度取扱金融機関

問合せ先
環境経済局経済部産業支援課
電話:042-769-8237